

# 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画（平成29年6月9日 閣議決定）

## はじめに 現状と課題

- ・建設工事の現場での災害により、年間約400名もの尊い命がなくなっていることを重く受け止め、災害撲滅に向けて一層の実効性のある取組を推進する必要がある。
- ・一人親方等は、建設工事の現場では、他の関係請負人の労働者と同じような作業に従事しており、特段の対応が必要である。
- ・建設工事従事者の高齢化が進行している中、中長期的な担い手の確保を進めていくことが急務である。

## 第1 基本的な方針

1. 適正な請負代金の額、工期等の設定
2. 設計、施工等の各段階における措置
3. 安全及び健康に関する意識の向上
4. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上

## 第2 政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

1. 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等
  - (1) 安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等
    - ・安全衛生経費については、実態を把握するとともに、それを踏まえ、適切かつ明確な積算がなされ下請負人まで確実に支払われるような実効性のある施策を検討し、実施する。
  - (2) 安全及び健康に配慮した工期の設定
    - ・休日等の日数を確保するなど適切な工期が定められる等の環境を整備する。
    - ・施工時期を平準化する等、計画的な発注を実施する。
2. 責任体制の明確化
3. 建設工事の現場における措置の統一的な実施
  - (1) 建設業者間の連携の促進

- (2) 一人親方等の安全及び健康の確保
  - ・一人親方等が業務中に被災した災害を的確に把握する。
  - ・一人親方等に対して、安全衛生に関する知識習得等を支援する。
- (3) 特別加入制度への加入促進等の徹底
  - ・一人親方で特別加入していない者の実態を把握し、一人親方に対する労災保険の特別加入制度への加入の積極的な促進を徹底する。
4. 建設工事の現場の安全性の点検等
  - (1) 建設業者等による自主的な取組の促進
  - (2) 工法や資機材等の開発普及の促進
    - ・i-Constructionを推進するとともに、生産性向上にも配慮した安全な工法等の研究開発及び普及を推進する。
5. 安全及び健康に関する意識の啓発
  - (1) 安全衛生教育の促進
  - (2) 安全及び健康に関する意識の啓発に係る自主的な取組の促進

## 第3 総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策
  - (1) 社会保険等の加入の徹底
    - ・法定福利費を内訳明示した見積書の活用等による法定福利費の適切な確保及び社会保険等の加入の徹底について実効性のある対策を推進する。
  - (2) 建設キャリアアップシステムの活用推進
  - (3) 「働き方改革」の推進
    - ・適正な工期設定、週休二日の推進等の休日の確保、適切な賃金水準の確保等、建設業における働き方改革を進める。

2. 墜落・転落災害の防止対策の充実強化
  - (1) 労働安全衛生法令の遵守徹底等
    - ・労働安全衛生規則に基づく措置の遵守徹底を図る。
    - ・労働安全衛生規則に併せて実施することが望ましい「より安全な措置」等の一層の普及のため、実効性のある対策を講ずる。
  - (2) 墜落・転落災害防止対策の充実強化
3. 東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた先進的取組
4. 基本計画の推進体制
  - (1) 関係者における連携、協力体制の強化
  - (2) 調査・研究の充実
5. 施策の推進状況の点検と計画の見直し
  - ・策定後2～3年で調査等を行った上で、本基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、速やかにこれを変更する。